

長野原町

令和8年4月時点

分
類

子
育
て
支
援

事業名（対象者・内容）

出産奨励手当金の支給

対象者： 出産時において、6ヶ月以上前から継続して町に住所がある当該出生子の父または母
第3子以降は、出産時に第2子以上を養育している当該出生子の父または母

内 容： 出生子1人につき10万円、第3子以上については出生子1人につき15万円

問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0279-82-2246

入学記念品の贈呈

対象者： 小学校1年生になる児童

内 容： 1万円相当の図書券又は商品券を、毎年入学時に1回贈呈する。

問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0279-82-2246

入学準備記念品の贈呈

対象者： 町に住所を有する町内小学校6年生を卒業する者

内 容： 4万円相当の商品券を、毎年卒業時に1回贈呈する。

問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0279-82-2246

保育料の無償化

対象者： こども園に通園する児童

内 容： 保育料の無償化

問合せ：《教育課 子ども子育て支援係》 TEL：0279-82-2029

遠距離幼児児童生徒通学費補助金交付事業

対象者： 通学距離が4 k mを超える児童及び6 k mを超える生徒、幼児については4 k mを超える者。
交通機関を利用する児童生徒。

内 容：

	認定こども園	小学校	中学校	
4.0km以上 5.0km未満	2,800	8,500	—	
5.0km以上 6.0km未満	5,700	17,100	—	
6.0km以上 7.0km未満	8,500	25,700	17,100	
7.0km以上 8.0km未満	11,400	34,300	34,300	
8.0km以上 9.0km未満	14,300	42,900	51,400	
9.0km以上 10.0km未満	17,100	51,400	68,600	
10.0km以上	20,000	60,000	85,800	

定期代金の全額の補助。

問合せ：《教育課 学校教育係》 TEL：0279-82-2029

給食費の無料化

対象者： 町立こども園・小学校・中学校に通学する児童・生徒

内 容： 給食費の無料化

問合せ：《教育課 学校給食係》 TEL：0279-82-2853

チャイルドシートの貸し出し

対象者： 住民基本台帳に登録されている者

内 容： 貸し出し期間は6ヶ月以内（但し、希望により延長可能）
利用料無料、返却時にクリーニング代のみ負担

問合せ：《健康福祉課 福祉係》 TEL：0279-82-2246

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	子育て世帯移住支援金 対象者：・住民票を移す直前の10年のうち、通算して5年以上、町外に在住していたこと。 ・申請時において、転入の翌日から起算して1年以内であること。 ・申請日において、転入後5年以上継続して居住する意思を有していること。 ・町内に所在する住宅を取得又は賃貸等していること。 ・申請日時時点で申請者が50歳未満であること。 ・申請日時点において、申請者と同一世帯員が町内の認定こども園若しくはその他保育施設又は町立学校若しくは私立小中学校へ入学していることが決定若しくは予定していること。 内 容：1世帯100万円の支給 問合せ：《未来ビジョン推進課 国スポ・水源地域振興係》 TEL：0279-82-2229
	住宅改修等助成金交付事業 対象者：継続して1年以上住民登録があり助成対象建物の所有者であること 世帯全員に税滞納及び、その他町への債務に遅滞がないこと 所有者又は同一世帯員が当該住宅に居住又は居住見込みであること 当該工事について、町の他の補助金や助成金等の交付がないこと 内 容：・助成対象住宅は、対象者が町内に所有する個人住宅または併用住宅。 ・助成対象工事は、町内施工業者による増改築等工事とする。 ・助成金の額は、工事費用（消費税を除く）の100分の20とし、千円未満の端数は切り捨てる。 ただし、200千円を上限とする。 ・助成対象となる住宅1棟につき1期(5年周期)1回の交付とする。 問合せ：《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010
住宅支援	移住者向け住宅改修等助成金交付事業 対象者：移住者で今後2年以上使用すること。 税金の滞納がないこと。 当該工事で他の補助金等の交付がないこと。 内 容：空き家バンクに登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所を町内施工業者が増改築工事すること。 総額の1/2で上限は20万円。 1棟につき1回限りとする。 問合せ：《未来ビジョン推進課 国スポ・水源地域振興係》 TEL：0279-82-2229
	家財等処分費助成金交付事業 対象者：移住者に空き家として売買又は賃貸借契約をした建物所有者等 内 容：空き家バンクの登録されている専用住宅、併用住宅、店舗、事務所の家財等の処分を廃棄物処理業者等に委託するための費用、家財運搬のためのレンタカーに係る費用、西吾妻環境衛生センターにおける廃棄物処分に係る費用等。 総額の1/2で上限は10万円。 1棟につき1回限りとする。 問合せ：《未来ビジョン推進課 国スポ・水源地域振興係》 TEL：0279-82-2229
	公営住宅の紹介 対象者：町営住宅入居希望者（入居要件有り） 内 容：町営住宅の空き状況の公開 問合せ：《建設課 管理国土調査係》 TEL：0279-82-3010

分類	事業名（対象者・内容）
就業支援	起業支援事業補助金
	対象者： ・ 町内で起業する者又は1年以内に起業したもののうち下記に該当すること。 （1）代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有する者又は見込みがある者 （2）町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがある者 内 容： 産業の振興及び活性化を図るとともに、移住及び定住に寄与することを目的とし、町内で起業する事業者を支援する。 ・ 事業所開設支援事業（補助率1／2 上限100万円） ・ 事業所等賃借事業（補助率1／2 月額5万円） ・ 雇用促進事業（補助率10／10 月額5万円） 問合せ： 《産業振興課 観光商工係》 Tel：0279-82-3013